

# 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

令和5年2月17日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会、監査委員をいう。

2 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
- (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び公文書の名称
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿を作成し、広域連合長に届け出なければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

4 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項各号(第2号を除く。)の開示することとされている情報として条例で定めるものは、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年広域連合条例第15号、以下「情報公開条例」という。)第7条第2号ア～ウに掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、写しの交付の方法により保有個人情報の開示を受ける場合の費用は、規則で定める額とする。

(開示請求の手続)

第6条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

第9条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、次のいずれかに該当し、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年広域連合条例第3号)第2条に規定する埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止)

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第18条、第32条又は第40条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にある旧条例第16条第1項の規定による個人情報ファイル簿は、登録簿とみなす。この場合において、実施機関は、登録簿に記載すべき事項に変更があるときは、この条例の施行後遅滞なく、登録簿を修正しなければならない。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰

金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 個人情報に係る受託業務に従事している者又は従事していた者が、その管理の業務又は受託業務に関して附則第3条第4項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けたものに対しても当該各項の罰金刑を科する。

7 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。